助成研究募集　Ｑ＆Ａ

１．応募の申請者について

Ｑ１　東海地方以外の者が申請者（代表者）となって応募できますか。
Ａ１　当財団は東海地方の産業技術振興を目的とした法人です。従って、助成対象となる機関は、東海地域（原則として愛知、岐阜、三重、静岡各県）に限定されています。

Ｑ２　申請者（代表者）になれる団体、なれない団体を教えてください。
Ａ２　応募要領記載の通り、「大学、公的試験機関、企業が実施する研究」が助成対象となります。原則として、これらの機関・団体、もしくはこれに準ずる法人が申請者（代表者）となることが必要です。
個人の場合は、これらの機関との連携が明確になっていれば、申請者として認める場合があります。任意団体の研究会などは、申請者にはなれません。（共同研究者となることは構いません。）

Ｑ３　ＮＰＯ団体は申請者（代表者）として応募できますか。
Ａ３　企業に準じる法人として応募できます。

２．「産・学・官」の区分について

Ｑ１　大学の研究員ですが、この研究をもとに近い将来ベンチャー 企業を設立する意思があります。このようなメンバーは「産」と考えてよいで しょうか。
Ａ１　「産・学・官」の区分は、申請時点の身分、役職で判断しますので、この場合は「学」となります。（なおこのような予定があれば、研究の概要の中に 特記してください。）

Ｑ２　独立行政法人は、「産・学・官」のどれに該当しますか。
Ａ２　独立行政法人については、その機関の性格によって分類します。旧公設研究機関等については、行政機関から派生した団体ということで、「官」に分類しています。また、独立行政法人国立高等専門学校機構により設置された国立高等専門学校は、「学」とします。

Ｑ３　ＮＰＯ団体は、「産・学・官」 のどれに該当しますか。
Ａ３　区分は、「産」に分類しています。

３．共同研究への応募について（一般発展型）

Ｑ１　申請者が東海４県の機関に所属しておりますが、共同研究相手が東海4件以外にある時、応募できますか。
Ａ１　申請者と共同研究者の両者が東海地域にある必要があります。ただし、共同研究者が複数の場合で、共同研究者の一部が東海地域外にある場合は、東海地域にある共同研究者が共同研究の主たる役割を担うことが明記されていれば、応募資格の範囲と考えます。

Ｑ２　共同研究としてみなされないセクタの組み合わせはありますか。
Ａ２　一般発展型においては、「産学官の連携推進」が前提のため同じセクタでの共同研究は対象外となります。大学だけ（学・学）、企業だけ（産・産）、あるいは公設試だけ（官・官）といった同じセクタの共同研究は対象外となります。
また、企業の参画は必須であり、共同研究でも学・官の場合は対象外となります。

Ｑ３　研究育成型の場合には共同研究についての縛りはありますか。
Ａ３　研究育成型は共同研究であるか否かは不問のため、仮に共同研究であっても一般発展型のような共同研究者の所在地やセクタの制約はありません。

４．その他応募に関する事項について

Ｑ１　助成金の使途に制限はありますか。
Ａ１　原則として制限はありません。研究に必要であれば謝金、会議費などの他、人件費（アルバイトなど）等に充当しても構いません。ただし研究助成の目的、意義を踏まえ大きく逸脱しないようにしてください。（謝金などについて各実施機関に規定があれば、それに準拠して運用してください。）

Ｑ１　助成金をオーバヘッドに充てても問題ないでしょうか。
Ａ１ 本助成金は研究者に対する直接的な助成です。管理費（オーバーヘッド）免除依頼が必要な場合は、採択時の通知記載の事務局までご連絡願います。

Ｑ２　応募の様式は、ページ数など制限がありますか。
Ａ２　研究助成金交付申請書（様式２）の「７．助成研究実施計画書」に様式を示しています。原則として、この様式に示す枠内に簡潔に記述してください。

Ｑ３　他の研究助成制度にも同時に応募できますか。
Ａ３　応募可能です。ただし、選考に必要な情報ですので、該当する場合は研究助成申請書における他の助成プログラムに関する記載欄に、必ず記入してください。

Ｑ４　研究助成依頼書の代表者の氏名は、申請者が学の場合、学長ですか。または、所属部長ですか。
Ａ４　どちらでも結構ですが、学長の場合は、依頼書に学内でのすべての申請者名が記載され、所属部長の場合は、その所属部内でのすべての申請者が記載されることになります。

Ｑ５ 様式２　「８．研究助成金要望額と研究費総額内訳について」の「研究助成金の主な内訳」の母数は、研究助成金要望額ですか、それとも研究費総額（表の「計」欄金額）ですか。
Ａ５ 研究助成金要望額を母数として内訳を記入してください。

５．助成金交付決定後について

Ｑ１　助成金の入金先を申請者の個人の銀行口座にしてもらえますか。
Ａ１　原則として、助成金は大学への奨学寄付金として納付するか、あるいは研究機関・研究企業等の公式な金融機関口座に入金しています。やむを得ない場合は、個人口座に振り込むことも可能ですが、この場合そこからの使途を証する書類（大学などの納付書、企業からの請求書など）を提示していただく場合があります。

Ｑ２　研究実施後、期間を置いて会計監査などはありますか。
Ａ２　基本的には助成研究完了報告書を提出いただく他は、事後に内容の監査などはありません。
ただし、当財団の資料として、その後の事業化進捗状況などのアンケートをお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

Ｑ３　実施中に研究内容に変更があった場合の手続きはどうなりますか。
Ａ３　別に定める変更（中止）などの文書様式がありますので、そちらを提出していただきます。詳細は交付決定しましたら、別途ご案内します。